

議案第43号

財産の無償譲渡について

下記のとおり、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

1 無償譲渡をする財産の表示

建物

名 称 旧山陽小野田市小野田保健センター
所在地 山陽小野田市大字東高泊1947番地の1
構 造 鉄筋コンクリート造2階建て
建築年 昭和56年
延床面積 599.27㎡

2 無償譲渡の相手方

山陽小野田市大字東高泊1947番地の1
一般社団法人 小野田医師会

3 無償譲渡の目的

旧山陽小野田市小野田保健センターを上記相手方に無償譲渡することにより、地域保健医療や地域包括ケアの拠点としての充実を図り、もって、地域住民への良質な医療・保健サービスが提供できる体制を構築する。

4 無償譲渡の条件

無償で譲渡する建物は、譲渡を受けた日から地域医療・保健・福祉に関連するものとして使用し、他の目的に供してはならない。

5 無償譲渡をする日

平成31年6月1日

旧小野田保健センター位置図



小野田港線

旭橋

第二旭橋

山陽小野田市
急患診療所

小野田保健センター

旧小野田保健センター

山陽小野田市民病院

小野田医師会館

旭町児童公園

20.6

0.3

1.0

1.2